

霧島錦江湾国立公園（仮称）
（錦江湾地域）

公園計画書
（公園計画の一部変更）

1 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の区域の一部を、次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：特別地域変更表)

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
1	拡 張	鹿児島県垂水市 大字中俣の一部
2	拡 張	鹿児島県霧島市 隼人町真孝及び野久美田の各一部
3	拡 張	鹿児島県霧島市 国分敷根及び福山町福山の各一部
4	拡 張	鹿児島県始良市 大字平松の一部
5	拡 張	鹿児島県始良市 大字脇元の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
<p>錦江湾の展望地としても優れており、その風致を維持するため、高隈山県立自然公園から振り替えて特別地域とする。</p>	<p>23</p> <p>[国 0] [公 23] [私 0]</p>
<p>錦江湾に浮かぶ島の風致を維持するため、特別地域とする。</p>	<p>25</p> <p>[国 0] [公 0] [私 25]</p>
<p>錦江湾に接する半島の風致を維持するため、特別地域とする。</p>	<p>64</p> <p>[国 0] [公 14] [私 50]</p>
<p>海水浴場として利用されている自然海岸であり、地先の干潟とともに風致の維持及び適正な利用を図るため、特別地域とする。</p>	<p>1</p> <p>[国 0] [公 1] [私 0]</p>
<p>既存の公園区域に隣接して一体として風致を維持するため、特別地域とする。</p>	<p>231</p> <p>[国 2] [公 0] [私 229]</p>

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
6	削 除	鹿児島県鹿児島市 桜島赤生原町及び桜島小池町の各一部
7	削 除	鹿児島県指宿市 十二町の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
宅地化が進み、特別地域としての風致の保全を図る必要性が乏しくなったため、特別地域から削除する。	△ 3 [国 0] [公 0] [私 3]
公園境界となっている道路に平行して都市計画道路が新設され、新設道路と既存道路との間の住宅地が分断され風致の保全を図る必要性が乏しくなったため、特別地域から削除する。	△ 1 [国 0] [公 0] [私 1]
変 更 部 分 面 積 計	340 [国 2] [公 38] [私 300]
変 更 前 特 別 地 域 面 積	15,085 [国 1,748] [公 3,034] [私 10,303]
変 更 後 特 別 地 域 面 積	15,425 [国 1,750] [公 3,072] [私 10,603]

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
8	削除	第2種特別地域 への振替	竹山	鹿児島県指宿市 山川大字福元の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
審査指針施行前に許可された分譲地で宅地となっていることから、第1種特別地域としての保全が困難であるため、第2種特別地域として風致の維持を図るもの。	△ 4 [国 0] [公 0] [私 4]
変 更 部 分 面 積 計	△ 4 [国 0] [公 0] [私 4]
変 更 前 第 1 種 特 別 地 域 面 積	801 [国 55] [公 366] [私 380]
変 更 後 第 1 種 特 別 地 域 面 積	797 [国 55] [公 366] [私 376]

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
8	拡張	第1種特別地域からの振替	竹山	鹿児島県指宿市 山川大字福元の一部
1	拡張	特別地域の拡張	高峠	鹿児島県垂水市 大字中俣の一部
2	拡張	特別地域の拡張	神造島	鹿児島県霧島市 隼人町真孝及び野久美田の各一部
3	拡張	特別地域の拡張	若尊鼻	鹿児島県霧島市 国分敷根及び福山町福山の各一部
4	拡張	特別地域の拡張	重富海岸	鹿児島県始良市 大字平松の一部

変 更 理 由	面積 (ha)						
<p>審査指針施行前に許可された分譲地で宅地となっていることから、第1種特別地域としての保全が困難であるため、第2種特別地域として風致の維持を図るもの。</p>	<p style="text-align: right;">4</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">[</div> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">国</td> <td style="padding: 0 5px;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">公</td> <td style="padding: 0 5px;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">私</td> <td style="padding: 0 5px;">4</td> </tr> </table> <div style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">]</div> </div>	国	0	公	0	私	4
国	0						
公	0						
私	4						
<p>錦江湾の展望地としても優れており、その風致を維持するため、第2種特別地域とする。</p>	<p style="text-align: right;">23</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">[</div> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">国</td> <td style="padding: 0 5px;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">公</td> <td style="padding: 0 5px;">23</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">私</td> <td style="padding: 0 5px;">0</td> </tr> </table> <div style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">]</div> </div>	国	0	公	23	私	0
国	0						
公	23						
私	0						
<p>錦江湾に浮かぶ島の風致を維持するため、第2種特別地域とする。</p>	<p style="text-align: right;">25</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">[</div> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">国</td> <td style="padding: 0 5px;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">公</td> <td style="padding: 0 5px;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">私</td> <td style="padding: 0 5px;">25</td> </tr> </table> <div style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">]</div> </div>	国	0	公	0	私	25
国	0						
公	0						
私	25						
<p>錦江湾に接する半島の風致を維持するため、第2種特別地域とする。</p>	<p style="text-align: right;">64</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">[</div> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">国</td> <td style="padding: 0 5px;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">公</td> <td style="padding: 0 5px;">14</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">私</td> <td style="padding: 0 5px;">50</td> </tr> </table> <div style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">]</div> </div>	国	0	公	14	私	50
国	0						
公	14						
私	50						
<p>海水浴場として利用されている自然海岸であり、地先の干潟とともに風致の維持及び適正な利用を図るため、第2種特別地域とする。</p>	<p style="text-align: right;">1</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">[</div> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">国</td> <td style="padding: 0 5px;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">公</td> <td style="padding: 0 5px;">1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">私</td> <td style="padding: 0 5px;">0</td> </tr> </table> <div style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">]</div> </div>	国	0	公	1	私	0
国	0						
公	1						
私	0						

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
5	拡張	特別地域の拡張	脇元	鹿児島県始良市 大字脇元の一部
7	削除	特別地域の縮小	指宿東部	鹿児島県指宿市 十二町の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
既存の公園区域に隣接して一体として風致を維持するため、第2種特別地域とする。	231 〔 国 2 公 0 私 229 〕
公園境界となっている道路に平行して都市計画道路が新設され、新設道路と既存道路との間の住宅地が分断され風致の保全を図る必要性が乏しくなったため、第2種特別地域から削除する。	△ 1 〔 国 0 公 0 私 1 〕
変 更 部 分 面 積 計	347 〔 国 2 公 38 私 307 〕
変 更 前 第 2 種 特 別 地 域 面 積	8,341 〔 国 504 公 2,041 私 5,796 〕
変 更 後 第 2 種 特 別 地 域 面 積	8,688 〔 国 506 公 2,079 私 6,103 〕

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
6	削除	特別地域の縮小	桜島	鹿児島県鹿児島市 桜島赤生原町及び桜島小池町の各一部

変 更 理 由	面積 (ha)
宅地化が進み、第3種特別地域としての風致の保全を図る必要性が乏しくなったため、普通地域とするもの。	△ 3 [国 0 公 0 私 3]
変 更 部 分 面 積 計	△ 3 [国 0 公 0 私 3]
変 更 前 第 3 種 特 別 地 域 面 積	3,354 [国 374 公 399 私 2,581]
変 更 後 第 3 種 特 別 地 域 面 積	3,351 [国 374 公 399 私 2,578]

イ 海域公園地区

① 追加

次の海域公園地区を追加する。

(表 7 : 海域公園地区追加表)

番号	名 称	位 置
5	神 瀬	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町神瀬周辺
6	神造島	鹿児島県霧島市 隼人町地先
7	若尊鼻	鹿児島県霧島市 国分及び福山町地先
8	若尊海山	鹿児島県霧島市 福山町地先
9	重富干潟	鹿児島県始良市 大字平松地先

地区の概要	面積 (ha)
<p>錦江湾を代表する海藻の生育地である。水深は浅く、大型の海藻であるホンダワラ類が塊状のテーブルサンゴと混在して生育している。また、ダイビングで利用されている。</p>	83.0
<p>神造島と一体となった優れた景観を有する海域である。底質は主として砂だが、転石が多く見られる箇所もある。ガラモ場、サンゴ類等が点在しており、ダイビングで利用されている。</p>	103.6
<p>若尊鼻と一体となった優れた景観を有する海域である。岩礁帯では釣り場としての利用も多い。</p>	19.7
<p>水深約80m～100m付近に円錐の形をした海底丘陵があり、東側に世界的に極めてまれな浅海熱水系でチムニーを伴った熱水噴出孔がある。噴出孔の周辺には、世界で最も浅い場所に生息するハオリムシの一種であるとされるサツマハオリムシの大群集が、海底丘陵の周辺部の灰白色粗粒砂底には、二枚貝類がみられる。また、ダイビングで利用されている。</p>	170.7
<p>重富海岸と一体となった優れた景観を有する海域。錦江湾最大の干潟であり、ハクセンシオマネキ、ミサゴ等の貴重な生物が生息し、渡りの季節にはクロツラヘラサギ等の多くの野鳥が見られる。また、干潟の地先には海藻が広くみられる。干潟は自然観察会等で利用されている。</p>	38.2

② 変更

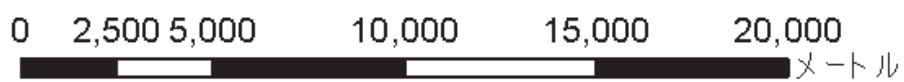
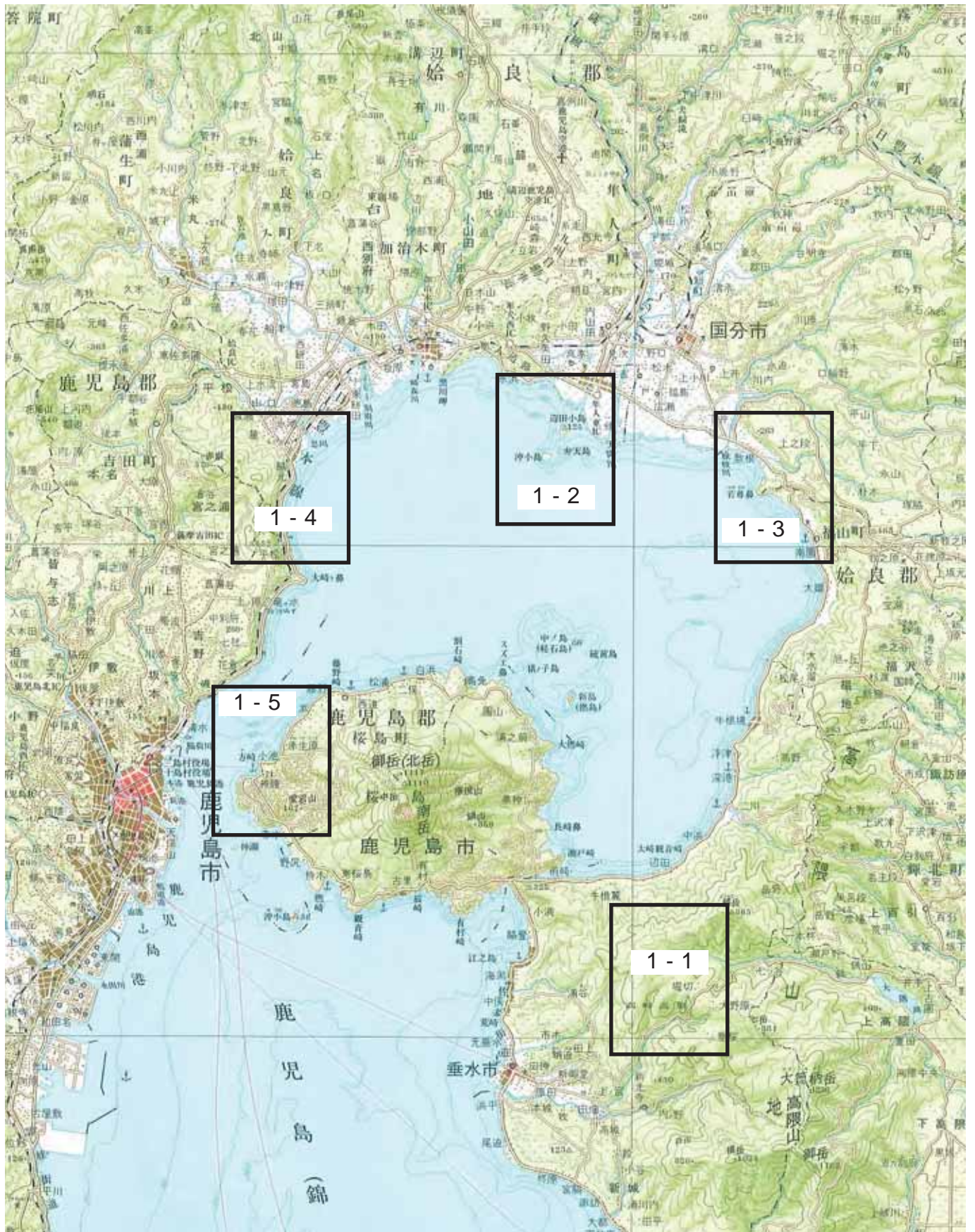
次の海域公園地区の区域の一部を変更する。

(表 8 : 海域公園地区変更表)

番号	区分	名 称	位 置	告示年月日
1	拡張	桜島海域公園地区（1号）	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町地先	昭45.7.1
2	拡張	桜島海域公園地区（2号）	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町沖小島周辺	昭45.7.1

変 更 理 由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
<p>袴腰大正溶岩原の地先海域である。大正溶岩流により形成された、起伏に富んだ海底地形をなしている。シコロサンゴ、ミドリイシ類等が優占するほか、多くのサンゴ類が見られる。また、ダイビング及びシーカヤックで利用されている。</p>	35.3	41.8
<p>桜島の南西海上に浮かぶ沖小島の北側海域である。西岸は海底の傾斜がゆるく底質は主として砂であるが、転石もある。多くのサンゴが混在するとともに、ガラモ類及びヤツマタモクが密生している箇所が多く見られる。また、ダイビングで利用されている。</p>	10.7	18.9

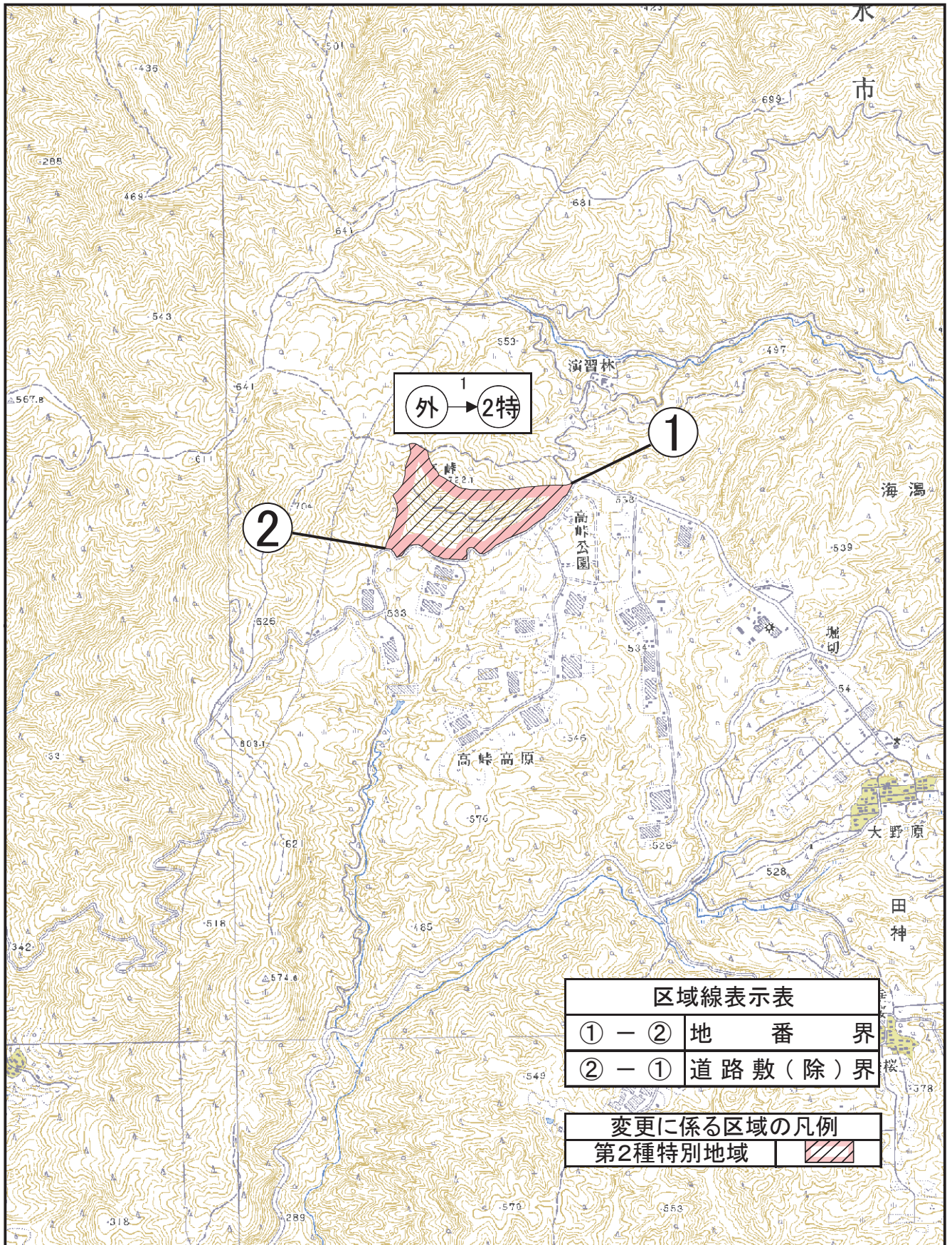
霧島屋久国立公園（錦江湾地域）保護規制計画変更位置図 1



1:200,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図1-1

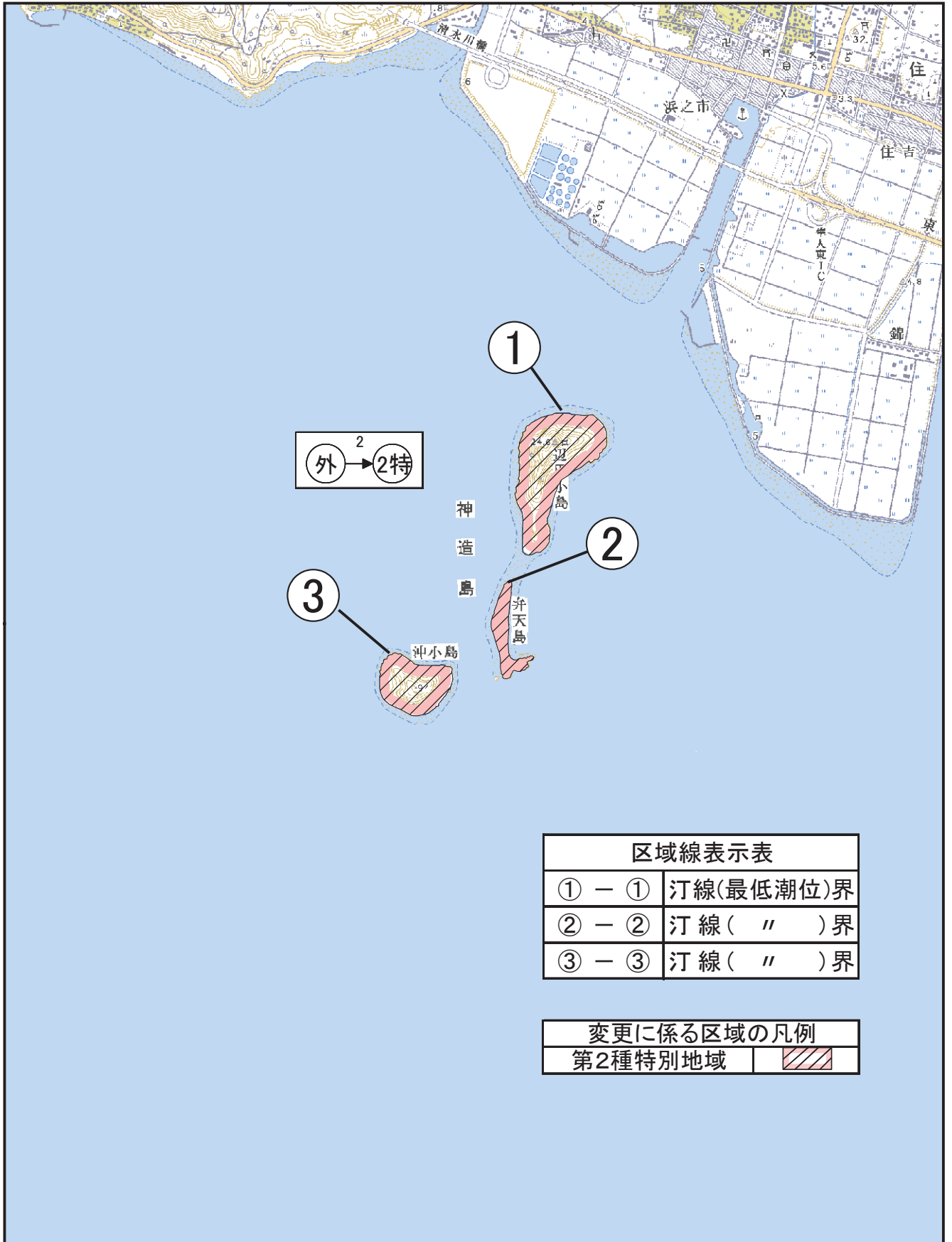


0 250 500 1,000 1,500 2,000
メートル

1:25,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図1-2

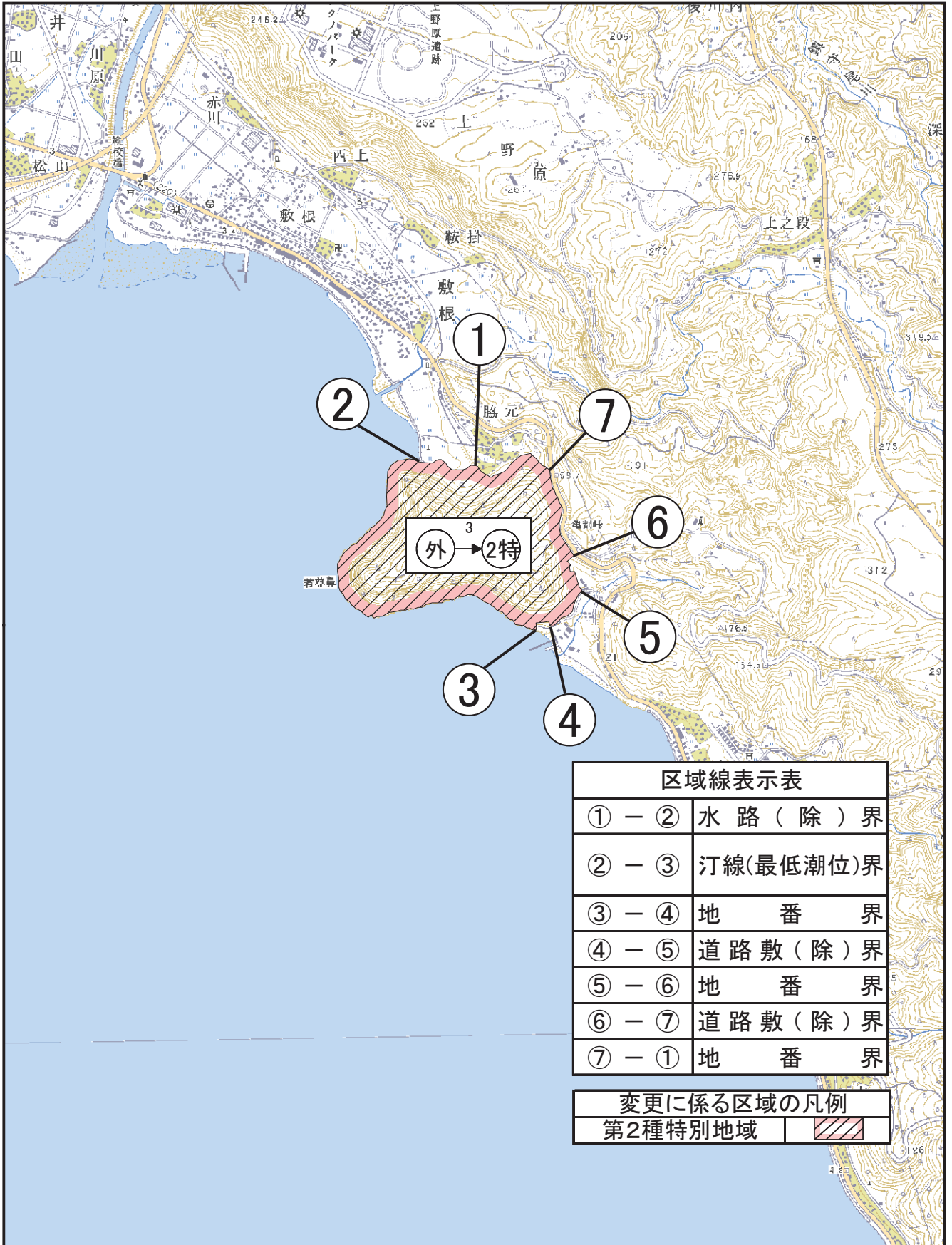


0 250 500 1,000 1,500 2,000
メートル

1:25,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図1-3



0 250 500 1,000 1,500 2,000
メートル

1:25,000

